第1192回経営委員会議案平成25年6月25日

平成25年度予算総則の適用について

平成25年度予算総則について、別紙のとおり適用することとし、定款 第13条第1項第1号ツの規定により議決を得たい。

24年度決算における後期繰越金の建設積立資産への繰入れ(第10条)

予算総則第10条を適用し、24年度決算における後期繰越金の増加額の うち事業収支(一般勘定)の改善額19,563,480千円を、老朽化が進む放送 センターの建て替え等の財源に充てるため、建設積立資産へ繰り入れる。

(参考1)予算総則第10条

前年度の決算において、後期繰越金が前年度予算で予定した額に比し増加 したときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を 建設積立資産への繰入れ又は設備の新設、改善に充てることができる。

(参考2) 建設積立資産と財政安定のための繰越金の状況

(億円)

									4 年度	25 年度				
		区		分		23 年度末	建設積立資 産 繰 入 れ	収改	支 善 等	年 度 末 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八	予算総則 第10条の 適 用	6 残	月末高	
建	Ī	设	積	立	資	産	_	583			583	195		779
財	政分	安定	この た	- め O	の繰走	或金	1, 441	△ 583		223	1, 080	△ 195		885